

第20号の4様式 記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第38項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額
 - (2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額
 - (3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額
- 4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表6の(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2）の(11)）に法第314条の4第1項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- 5 「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。
 - (2) 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の適用事業年度（法第321条の8第39項に規定する適用事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除く。）「⑩又は」を抹消すること。
 - (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第321条の8第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又

は法第 321 条の 11 第 1 項若しくは第 3 項の規定による更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第 321 条の 8 第 39 項の規定の適用を受けるときは、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

- 6 「控除未済外国税額等⑫」から「翌期繰越額⑬」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第 48 条の 13 第 18 項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和 2 年旧政令」という。）第 48 条の 13 第 21 項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第 48 条の 13 の 2 第 2 項の規定による読替え後の政令第 48 条の 13 第 18 項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
- 7 「控除未済外国税額等⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第 2 条第 12 号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第 12 号の 3 に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第 12 号の 5 に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第 12 号の 8 に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第 12 号の 11 に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第 12 号の 14 に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第 48 条の 13 第 19 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 22 項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 5 の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人（法人税法第 2 条第 12 号の 2 に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第 12 号の 4 に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第 48 条の 13 第 26 項又は令和 2 年旧政令第 48 条の 13 第 29 項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第 20 号の 4 様式別表 6 の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。
- 8 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑯」の欄は、第 20 号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額

⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を控除した金額を記載すること。